決 算 特 別 委 員 会

平成20年 9月26日設置 平成20年12月16日消滅

付託事件

- 〇平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件
- 〇平成19年度広島県公営企業決算認定の件

審查日程等協議,総体説明

1 期 日 平成20年10月1日(水)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 委員長 松浦幸男

副委員長 田川寿一、髙橋雅洋

委員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、 髙木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、 門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博

- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

有岡副知事、代表監査委員、総務局長、健康福祉局長、企業局長、会計管理者(兼)会計管理部長、会計総務課長

6 付託事件 平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件 平成19年度広島県公営企業決算認定の件

7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長があいさつし、続いて議長及び副知事が次のとおりあいさつを行った。)

○議長 一言ごあいさつを申し上げます。

今次定例会におきまして、決算特別委員会が設置されました。皆様方には委員として御就任をいただき、まことにありがとうございます。

御案内のとおり、我が国経済は、アメリカに端を発する世界経済の減速や、原油・原材料価格の高騰などにより、景気はこのところ弱含みで推移しており、本県財政におきましても、財政健全化に向けた新たな具体化方策による取り組みにもかかわらず、財源不足額のさらなる拡大が懸念されるなど、極めて厳しい状況にあります。

引き続き、抜本的な行財政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立し、限られた財源をいかに有効に活用していくかが重要な課題であります。

このような中、昨年6月に財政健全化法が制定され、本年度から各会計を連結した 指標が議会に報告されることとなりました。 この機会に、決算について、より総合的な見地から効率的な審査を行うため、従来 の2つの委員会を統合し、新たな決算特別委員会の設置が行われたものであります。

本委員会の審査結果を来年度の予算編成に積極的に反映させることが、県民の負託 にこたえ、かつ、県勢伸展に資するものと考えておりますので、皆様方には、これら の点を十分お含みの上、慎重審議を重ねられまして、適切妥当な結論を得られますよ う念願する次第であります。

審査は、短期間に集中的に行っていただくことになりますが、どうか、委員の皆様には十分御自愛の上、御精励を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○有岡副知事 平成19年度の決算の審査をお願いするに当たりまして、一言ごあいさつを 申し上げます。

御案内のとおり、今年度から普通会計と企業会計の決算を一体的に御審査いただけることとなりました。

昨年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律においても、企業会計を含めた自治体の財政健全化に対する数値公表が義務づけられているところであり、決算の一体的審査は大変意義深いことであると考えております。

さて、平成19年度の決算の状況でございますが、厳しい財政状況にかんがみ、歳出・ 歳入を徹底的に見直し、財源不足額を圧縮するとともに、基金の取り崩しや行政改革 推進債の発行などの財源対策を講じたところでございます。

こうした財政健全化の取り組みや財源対策と並行して、元気な広島県づくりを推進するため、「元気挑戦プラン」に掲げる事業に財源を重点配分し積極的な事業展開を図ってまいりました。この結果、一般会計の決算額は合計で歳入総額として9,645億円余、歳出総額として9,609億円余となったところであります。また、歳入歳出差引額は36億円余となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は22億4,400万円余の黒字、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億5,400万円余の赤字となりました。

平成20年度においても引き続き、内部改革のさらなる推進による内部管理経費の削減などの歳出の徹底的な見直し及びさまざまな歳入の増加対策等、あらゆる手段を通じた財政健全化に取り組んでいるところでございます。

一方、企業会計につきましても、各事業において良質なサービスの提供と安定した 経営基盤の構築に努めているところでございます。

本委員会の審査の過程でいただきます御意見につきましては、今後の県政に十分反映させてまいる所存でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

- (1) 開会 午前10時31分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 委員会の運営方針

審査日程案及び運営方針等について協議した結果、次のとおり決定した。

① 審査日程

回数	月日	曜	審 査 日 程
1	10月 1日	水	総体説明・運営方針等協議
2	10月15日	水	農林水産局
3	10月16日	木	総務局・企画振興局・局外
4	10月27日	月	公安委員会
5	10月28日	火	危機管理監・環境県民局・健康福祉局
6	10月29日	水	土木局・都市局・企業局
7	11月 4日	火	商工労働局
8	11月 5日	水	教育委員会
9	11月28日	金	総括審査・表決

② 運営方針

ア 部局別審査

- (ア) 基本的に常任委員会に準じた運営とするが、審査の効率的運営を図るため、質疑 事項であらかじめ明らかなものについては、「決算特別委員会質疑事項(部局別審 査用)」により、事前に事務局を通じて委員長へ提出する。
- (4) 質疑の順序は、質疑事項の提出のあった委員から先に行う。
- (ウ) 委員席は指定席とする。

イ総括審査

- (ア) 質疑は原則として、あらかじめ通告のあった事項とする。
- (イ) 質疑の通告は、「決算特別委員会発言通告書(総括審査)」により、11月12日午後5時までに、事務局を通じて委員長へ提出する。
- (ウ) 質疑は、各委員20分以内(答弁時間を含む)とする。

(平成20年8月19日議会運営委員会決定)

発言時間の計測は、残時間表示計により行う。

- (エ) 質疑は、原則として、期数の若い委員から順次行うこととする。
- (オ) 開会からインターネットで中継する。
- (カ) 当日の日程(予定)

「決算特別委員会総括審査の運営方法について」のとおり

- ウ 代表監査委員の出席について
- (ア) 総体説明において、次の事項の説明を行う。
 - · 広島県歳入歳出決算審査意見書 · 広島県基金運用状況審査意見書
 - · 広島県公営企業決算審査意見書
 - ・健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
- (イ) 総括審査に出席を求めるが、代表監査委員に対する質疑は、審査意見に関する事項に限るものとする。

(4) 当局説明

- ① 会計管理者(兼)会計管理部長から普通会計歳入歳出決算説明資料により総体説明を 聴取した。
- ② 健康福祉局長から企業会計決算説明資料(病院事業会計)により総体説明を聴取した。
- ③ 企業局長から企業会計決算説明資料 (工業用水道事業会計 土地造成事業会計 水道 用水供給事業会計) により総体説明を聴取した。
- ④ 総務局長が「平成19年度決算における健全化判断比率等について」により説明した。
- ⑤ 代表監査委員が決算審査意見書等説明資料により説明した。
- (5) 閉会 午前11時30分